

湯河原温泉ちとせ契約施設

1. 利用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

2. 利用対象者

「湯河原温泉ちとせ」にご宿泊していただき、湯河原温泉ちとせ利用助成金の適用対象となった組合員等です。

3. 利用方法

施設を利用する際、あらかじめちとせにて交付を受けた「湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券（パープル）」に利用施設名・所属市町村名・組合員氏名・利用者氏名を記入して提出し、利用してください。

利用者負担のある施設においては、利用助成券の提出と併せて、利用者負担金をお支払いのうえ、利用してください。

なお、利用助成券は、1名につき1枚利用で、必ず適用券欄に記載された種別の利用券を使用してください。

※利用者負担、利用時間及び休館（休園）日は、変更になる場合があります。

利用案内

湯河原温泉ちとせ契約施設利用方法

湯河原温泉ちとせ契約施設については、利用希望者が「湯河原温泉ちとせ」のフロントにて湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券（パープル）の交付を受け、契約施設へご提出ください。利用者負担のある施設については、利用助成券の提出と併せ利用負担金をお支払いのうえご利用ください。

※詳細は「湯河原温泉ちとせ」のホームページをご確認ください。

湯河原温泉ちとせ
契約施設

湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券

利用年月日	令和 年 月 日
利用施設名	
利用区分	なし
所属市町村名	見本
組合員氏名	見本
利用者氏名	見本
発行者	〒231-0023 横浜市中区山下町75番地 神奈川県町村職員共済組合 電話 045 (664) 5 4 2 1
<p>利用上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この利用助成券を利用できる者は、湯河原温泉ちとせ利用助成金適用範囲と同一です。 この利用助成券は、湯河原温泉ちとせ契約施設以外では使用できません。 湯河原温泉ちとせ契約施設を利用する際に、この利用助成券を窓口へ提出すると、利用料金から助成額が控除されます。 都合により利用を取り消した場合又は利用人員が少なくなった場合には不要となった利用助成券を必ず共済組合へお返しください。 	

湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券

利用年月日	令和 年 月 日
利用施設名	
利用区分	大人
所属市町村名	見本
組合員氏名	見本
利用者氏名	見本
発行者	〒231-0023 横浜市中区山下町75番地 神奈川県町村職員共済組合 電話 045 (664) 5 4 2 1
<p>利用上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この利用助成券を利用できる者は、湯河原温泉ちとせ利用助成金適用範囲と同一です。 この利用助成券は、湯河原温泉ちとせ契約施設以外では使用できません。 湯河原温泉ちとせ契約施設を利用する際に、この利用助成券を窓口へ提出すると、利用料金から助成額が控除されます。 都合により利用を取り消した場合又は利用人員が少なくなった場合には不要となった利用助成券を必ず共済組合へお返しください。 	

湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券

利用年月日	令和 年 月 日
利用施設名	
利用区分	中人
所属市町村名	見本
組合員氏名	見本
利用者氏名	見本
発行者	〒231-0023 横浜市中区山下町75番地 神奈川県町村職員共済組合 電話 045 (664) 5 4 2 1
<p>利用上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この利用助成券を利用できる者は、湯河原温泉ちとせ利用助成金適用範囲と同一です。 この利用助成券は、湯河原温泉ちとせ契約施設以外では使用できません。 湯河原温泉ちとせ契約施設を利用する際に、この利用助成券を窓口へ提出すると、利用料金から助成額が控除されます。 都合により利用を取り消した場合又は利用人員が少なくなった場合には不要となった利用助成券を必ず共済組合へお返しください。 	

湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券

利用年月日	令和 年 月 日
利用施設名	
利用区分	小人
所属市町村名	見本
組合員氏名	見本
利用者氏名	見本
発行者	〒231-0023 横浜市中区山下町75番地 神奈川県町村職員共済組合 電話 045 (664) 5 4 2 1
<p>利用上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この利用助成券を利用できる者は、湯河原温泉ちとせ利用助成金適用範囲と同一です。 この利用助成券は、湯河原温泉ちとせ契約施設以外では使用できません。 湯河原温泉ちとせ契約施設を利用する際に、この利用助成券を窓口へ提出すると、利用料金から助成額が控除されます。 都合により利用を取り消した場合又は利用人員が少なくなった場合には不要となった利用助成券を必ず共済組合へお返しください。 	

◆ 湯河原温泉ちとせ契約施設

※このページの掲載施設は、湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券（パープル）を使用してください。

施設名	所在地・電話番号	区分	利用者負担	適用券	備考
昇栄堂 味楽庵 (和菓子作り体験)	足柄下郡湯河原町 宮上230 ☎ 0465 (62) 5577	なし	650円	なし券	①10:30～ ②14:00～ (1日2回) 定休日：火曜日 ※和菓子作り体験専用プランとし、それ以外のプランには助成なし ※要予約 駐車場有(10台)
湯河原みかん狩り組合 (みかん狩り)	足柄下郡湯河原町 宮下525 山本農園 ☎ 0465 (62) 4636	大人	なし	大人券	開園期間10/11～12/17(予定) 9:00～15:00(受付は14:30まで) 開園期間中は無休(荒天時休園あり) お土産付き
		7才～小学生		小人券	
湯河原パッキーボウル (ボウリング)	足柄下郡湯河原町 宮上357-1 ☎ 0465 (63) 0002	大人	なし	大人券	10:00～20:00 無休(年2～3日のメンテナンス休業) 1ゲーム+貸靴代 ※2ゲーム目以降は別途自己負担 駐車場有(15台)
		中学生以下		小人券	
旅チャリ♪ (レンタサイクル)	【湯河原温泉観光協会】 足柄下郡湯河原町 宮上566 ☎ 0465 (64) 1234	なし	なし	なし券	9:00～17:00 3時間/1台の料金 ※但し、3時間を超えた場合は、1時間につき500円を自己負担 【貸出・返却】 湯河原温泉観光協会 ※貸出の際は要事前確認
d o 陶芸館 (陶芸体験)	足柄下郡湯河原町 宮上42 ☎ 0465 (60) 3205	なし	3,900円	なし券	10:00～16:00 定休日：毎週火曜日、元日 利用時は施設へ要事前連絡 送料(1,200円～)は別途自己負担

◆ 湯河原温泉ちとせ契約施設

※このページの掲載施設は、湯河原温泉ちとせ契約施設利用助成券（パープル）を使用してください。

施設名	所在地・電話番号	区分	利用者負担	適用券	備考
マルフクガーデン (みかん狩り)	静岡県熱海市泉 235-3 ☎ 0557 (80) 0277	大人	なし	大人券	9:00～15:30 定休日：火曜日（祝日の場合営業） 10月～1月頃：みかん（お土産なし） 2月～5月頃：ポンカン・ゴールデンオレンジ・ ニューサマーオレンジ（お土産なし） ※時季により品種が異なる、駐車場有
		3才～小学生		小人券	
ちぼり湯河原 スイーツファクトリー (お菓子作り体験)	足柄下郡湯河原町 土肥1-15-4 ☎ 0465 (63) 0404	お絵かき クッキーコース	なし	なし券	10:00～17:00 休館日・年末年始、年数回のメンテナンス休業 ※前日までに要予約（体験コーナー）、工場見学 は予約不要 駐車場有（45台、大型バス3台）
岡田美術館 (美術館)	足柄下郡箱根町 小涌谷493-1 ☎ 0460 (87) 3931	大学生以上	1,800円	大人券	9:00～17:00 休館日：6/2～7、12/8～13、12/31、1/1 駐車料金：美術館ご利用の方は無料
		小・中・高校生	800円	小人券	
箱根駅伝ミュージアム (資料館)	足柄下郡箱根町 箱根167 ☎ 0460 (83) 7511	高校生以上	なし	大人券	平日：10:00～16:30 土日祝：9:30～17:00 年中無休
		小・中学生		小人券	
小田原フラワーガーデン トロピカルドーム温室 (植物園)	小田原市久野3798-5 ☎ 0465 (34) 2814	大人	なし	大人券	9:00～17:00 休館日：月曜日（祝・休日の場合は翌平日）、 年末年始（12/29～1/3）
		小・中学生		小人券	
フレグランスノート (香水作り体験)	足柄下郡湯河原町 門川42-23 ☎ 0465 (63) 6789	香水作り体験 (予約券)	2,600～ 2,900円	なし券	11:00、13:30の2回制 所要時間 約1時間 不定休（水曜午後は休み） 要予約※当日券は+300円